

一般社団法人日本精米工業会

精米HACCP認定マーク表示基準



精米HACCP認定マーク表示基準

制 定 2016年3月16日

改 定 2025年4月 1日

第1 目 的

この基準は、一般社団法人日本精米工業会（以下「精米工」という）の精米HACCP認定規程（以下「認定規程」という）に規定する認定マークの使用について定めるものとする。

第2 商標権

認定マークに関する商標権は、精米工が所有する。

第3 認定マークの使用

認定マークは、認定規程の定めにより審査会から認定を受けた事業者が、製品精米等の包装容器にシールとして貼付又は印刷して表示する場合に使用できるものとする。

第4 認定を受けた事業者の遵守事項

認定マークの使用に当たり、あらかじめ別紙1により認定マーク使用許諾を精米工に申請し、別紙2の使用許諾書を精米工から受けなければならない。

第5 認定マークの仕様等

認定マークの仕様等は、別記1及び2によるものとする。

第6 誤認の防止

認定を受けた事業者は、消費者に誤認されるような方法で認定マークを表示してはならない。

第7 認定マークの使用中止

認定を受けた事業者は、認定規程の定める認定の辞退又は認定の取消しがあった場合は、その日から認定マークを使用できないものとする。

第8 認定マークの無断使用

精米工は、認定を受けた事業者以外の者が認定マークを使用した場合、その使用者に直ちに使用の中止要請をするものとし、中止要請に従わない場合には、必要に応じて法的な手段を講ずるものとする。

第9 調 査

精米工は、認定マークを使用している事業者に、その使用状況について報告を求めることとする。また、当該事業者に立入り調査することができるものとする。

附 則

この基準は、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（H A C C P 支援法）の指定認定機関に指定された日（2 0 1 6 年3月31日）から施行する。

附 則（2 0 2 5 年4月1日改定）

1. 第5一行目の別記に「1及び2」を追加する。

別記 1

【認定マーク】



	DIC215P（4色分解の場合：C99%Y80%）
	DIC547P（4色分解の場合：C16%M14%Y25%）
	DIC582P（4色分解の場合：K）
	しろ



	K
	しろ

【認定マーク仕様】

- ① サイズ（大きさ）の変更は自由とします。ただし、拡大・縮小する場合、認定マークの縦横比は変更しないで下さい。
- ② 認定マークの一部のみを使用したり、変更や加工等はしないで下さい。
- ③ カラー、モノクロのどちらの場合でも「しろ」を入れない場合は、マークの米粒の部分は透過となります。特に重なっている米粒のうち、一番手前の米粒部分がシルエット（米粒の輪郭）のみになります。透明の米袋を使用している場合は、中の米粒が見えます。乳白色の米袋をベースに使用している場合は、乳白色の部分が見え、中の米粒は見えません。

別記 2

【認定マーク：キャッチフレーズ付き】

お米に安全と安心を



精米HACCP認定工場製品
認定No.12345

精米HACCP
(ハサップ)
ホームページへ。



DIC215P（4色分解の場合：C99%Y80%）



DIC547P（4色分解の場合：C16%M14%Y25%）



DIC582P（4色分解の場合：K）



しろ

お米に安全と安心を



精米HACCP認定工場製品
認定No.12345

精米HACCP
(ハサップ)
ホームページへ。



K



しろ

【認定マーク仕様】

- ① 全体サイズ（大きさ）の変更は自由とします。ただし、拡大・縮小する場合、認定マークの縦横比及びキャッチフレーズのフォントや変更しないで下さい。
- ② 認定マークの一部のみを使用したり、変更や加工等はしないで下さい。
- ③ カラー、モノクロのどちらの場合でも「しろ」を入れない場合は、マークの米粒の部分は透過となります。特に重なっている米粒のうち、一番手前の米粒部分がシルエット（米粒の輪郭）のみになります。透明の米袋を使用している場合は、中の米粒が見えます。乳白色の米袋をベースに使用している場合は、乳白色の部分が見え、中の米粒は見えません。

認定マーク使用許諾申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人日本精米工業会

会 長 ○ ○ ○ ○ 殿

会社名

印

代表者名

精米HACCP認定規程及び精米HACCP認定マーク表示基準により、下記の内容で認定マークを使用したいので申請します。

記

認定工場名	(認定番号：)
所在地	〒 — (電話番号： —)
担当者名	(役職名：) (Eメール： @)
遵守事項	① 精米HACCP認定規程及び精米HACCP認定マーク表示基準を遵守すること。 ② 商標権者の名誉及び信用を害すること並びに損害を及ぼすことはしないこと。 ③ 前2項の内容は、認定された事業者が認定マークを印刷させる印刷業者等にも及ぶこと。

別紙 2

認定マーク使用許諾書

〇〇年〇〇月〇〇日

会社名

代表者名 〇 〇 〇 〇 殿

一般社団法人日本精米工業会
会 長 〇 〇 〇 〇

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました精米HACCP認定マークの使用許諾申請について、下記の内容で承諾致します。

記

認定工場名	
認 定 番 号	
認定年月日	
所 在 地	〒 (電話番号： — —)